平成２５年（フ）第９９７号
愛知県尾張旭市北本地ケ原町１丁目36番地
セジュール高Ａ―202
破産者　菖蒲谷建三
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０９号
名古屋市緑区鳴海町字丸内97番地の２　サンハウス203号、従前の住所名古屋市緑区池上台３丁目58番地の１　池上第１住宅407号
破産者　水野　浩幸
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１号
静岡県浜松市浜北区内野372番地
破産者　太田　顕式
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０８号
名古屋市千種区豊年町15番７号　都ハイツ601号、従前の住所名古屋市東区芳野３丁目２番８号　寿ゞやマンション芳野302号
破産者　早川いづみ
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４５号
名古屋市緑区鳴海町字山ノ神66番地の２
破産者　ほっかほっか亭鳴海山下店こと　水野　隆
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５５号
大阪府東大阪市中石切町２丁目２番51号
破産者　要　　勲
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７４号
大阪府東大阪市上四条町12番４号
破産者　要　　澄男
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１７号
大阪市都島区御幸町１丁目５番９号
破産者　山本昭治こと　宋　　昭治
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６号
大阪市港区築港１丁目９番１―202号
破産者　荒牧　　茂
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目11番13号、前住所大阪府東大阪市太平寺１丁目３番12号
破産者　上根　　恵
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７９号
大阪市生野区巽北１丁目２番10号　コーポ有楽Ⅰ106号
破産者　小田裕紀子（旧姓掛内）
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００７号
大阪市浪速区桜川４丁目９番６―４Ｄ号、開始決定時大阪市中央区島之内２丁目５番５―306号
破産者　源田　　誠
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７６号
大阪市浪速区塩草２丁目４番22号オーデブルージュ302号、前住所堺市南区庭代台１丁30番１号
破産者　村上　孝之
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
兵庫県川西市緑台７丁目８番地の８　205
破産者　大石　孝昭
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
兵庫県宝塚市亀井町10番63―706号
破産者　吉村　京子
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県宝塚市安倉中６丁目７番４―307号
破産者　トラスティことモリヒロ工務店こと　森　　浩之
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
兵庫県加古川市平岡町土山390―10―301、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町粟津237番地の１
破産者　松月旅館こと　松尾　安子
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１４号
熊本県上益城郡御船町大字高木2104番地６
破産者　岩村　文子
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別415番地
破産者　佐伯　　靖
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部